

平成 23 年度文部科学省税制改正の概要

平成 22 年 12 月
文 部 科 学 省

1. 要望が認められたもの

○ 「新しい公共」形成のための寄附税制の拡充

- (1) 日本版「プランド・ギビング」信託の創設
(信託財産から生じる利子の非課税)
- (2) 学校法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入
(寄附実績等について一定の要件を満たしたもの。(3)も同様)
- (3) 公益社団・財団法人(給付制奨学金事業を行う法人を含む)に対する個人からの寄附の税額控除の導入
- (4) 個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ
(5,000円 → 2,000円)

※ 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和
(総合型地域スポーツクラブ等は現行制度の運用により対応可能に)

○ その他

- (5) 能楽堂における固定資産税等の減免措置の2年延長
- (6) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置(給付の非課税・差押え禁止)

2. 主要事項(所得税・法人税の見直し)の議論の中で認められたもの

- (1) 学生についての成年扶養控除(23~69歳)の存続
- (2) 研究開発税制の存続

※ 学校法人等の法人税率の引下げ(18% → 15%(年800万円以下の部分の所得))
(22% → 19%(年800万円を超える部分の所得))

3. 税制改正大綱において来年度の検討事項とされたもの

- (1) 寄附金控除の年末調整の対象化
- (2) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の非課税措置の創設

※ こちらもご覧ください。平成23年度予算と税制で未来はこう変わります。-3分でわかる予算・税制-

http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h23/1300261.htm

平成23年度文部科学省税制改正の概要（抜粋）

1. 要望が認められたもの

(1) 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設

【所得税、個人住民税】

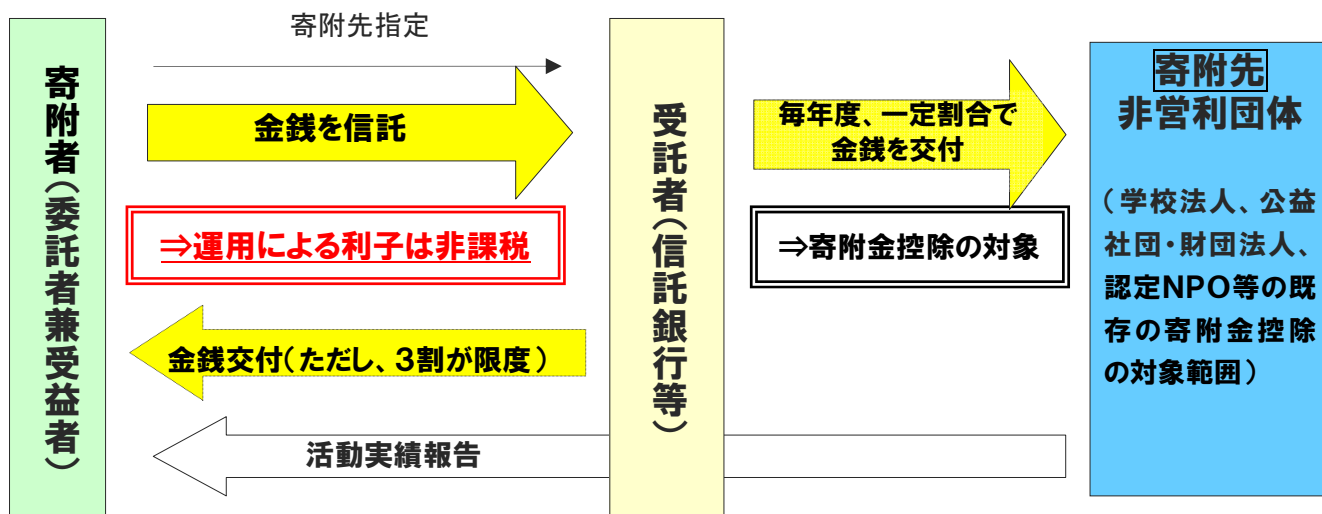
学校法人、公益社団・財団法人等の非営利団体に対しての寄附を目的とする、一定の要件[※]を満たした信託（特定寄附信託）について、信託財産から生じる利子所得について非課税とする（非営利団体に交付された金銭は、寄附金控除が適用される）。

※ 一定の要件

- ・信託期間満了まで、信託銀行等は指定された非営利団体及び寄附者に各年均等に金銭を交付。
- ・非営利団体への寄附割合は最低7割とする。
- ・信託期間満了前に寄附者が死亡した場合には、信託は終了し、信託財産の全額を非営利団体に寄附する。

等

スキーム図



(2)(3) 学校法人、公益社団・財団法人（給付制奨学金事業を行う法人を含む）に対する個人からの寄附の税額控除の導入 【所得税】

学校法人、公益社団・財団法人のうち、以下の①及び②の双方の要件を満たすものに対する個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%^{※1}を税額控除する制度を創設する（平成23年分以後の所得税について適用）。

なお、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとする。

- ① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト^{※2}と同様の要件（新たに導入される絶対数により判定する方式^{※3}を含む。）
- ② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

※1 当該法人が住民税の寄附金控除の対象として地方自治体から指定されている場合、住民税の寄附金控除率10%も適用され、併せて50%の税額控除となる。

※2 総収入金額に占める寄附金の割合が1/5以上であること。

※3 各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること。

<所得控除の場合>（現行）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円
を所得から控除

または

<税額控除の場合>（新規）

寄附金額（所得の40%が限度）－2千円 × 40%
を所得税額から控除（所得税額の25%が限度）

(4) 個人住民税における寄附金控除の適用下限額の引き下げ【個人住民税】

個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げる（平成24年度分以後の個人住民税について適用）。

（寄附金額（所得の30%が限度）－5千円）×4%（都道府県民税）

（寄附金額（所得の30%が限度）－5千円）×6%（市町村民税）

を個人住民税額から控除

2千円に引き下げ

※都道府県民税又は市町村民税において寄附金控除の指定がある場合には最大で10%の控除

※ 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和

現行制度の運用により対応（地域住民の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブ等の事業については、基本的に、いわゆる「共益的な活動」[※]には該当しないとの解釈）。

※ 共益的な活動の割合が50%を超える場合には、認定NPO法人になれない。

3. 税制改正大綱において来年度の検討事項とされたもの

(2) 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る固定資産税等の非課税措置の創設

【不動産取得税、固定資産税、都市計画税】

特例民法法人から一般社団・財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税等について、これまでの議論を踏まえ、移行状況や施設の使用・経営実態等をさらに調査した上で、平成23年度に結論が得られるよう必要な検討を行う。

